



熊本県公報

号外 第 7 5 号

平成 28 年 12 月 22 日 (木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための家きんの飼養施設の消毒の実施…………… (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第 1 0 8 0 号の 4

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 9 条の規定により、次のとおり家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）の所有者に対し、消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 2 6 年農林省令第 3 5 号）第 1 5 条の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
熊本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため。
- 2 実施する区域等
熊本県内全域における家きんの飼養施設であって、飼養羽数が 1 0 0 羽（だちょうに係る飼養施設にあつては、1 0 羽）以上のもの及び家畜防疫員が必要と認めるもの
- 3 実施の期日
平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日から平成 2 9 年 1 月 3 1 日まで
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬を飼養施設内（鶏舎の外縁部及びその敷地の出入口）に散布する。